

# 仕様書

## 令和4年度～令和6年度 那覇・南風原クリーンセンター自動販売機設置賃貸借契約

### 1 (設置目的)

職員及び施設利用者の利便向上に資することを目的として設置する。

### 2 (設置場所)

(1) 那覇・南風原クリーンセンター 南風原町字新川 650 番地

設置場所	台数
(A) クリーンセンター入口側	2 台
(B) 計量棟側	2 台

### 3 (設置、運用条件等)

- (1) 自動販売機設置業者（以下「借受者」という。）の自動販売機（以下「自販機」という。）設置台数は、(A)、(B)ともに1台以内とする。
- (2) 設置する全ての自販機には、個別に借受者で使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。
- (3) 自販機にかかる電気料については、借受者の負担とし、電気子メーターの使用電力により那覇市・南風原町環境施設組合（以下「組合」という。）が算定し作成した通知書に基づき、振込用紙等により、年2回、請求日から30日以内に納付すること。
- (4) 自販機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自販機内部・外観及びその周辺の清掃等の自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行うこと。
- (5) 指定された空容器回収箱スペースに、空き缶、空きペットボトル等空容器回収箱を設置すること。空容器回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルすること。
- (6) 空容器回収箱の形式は指定しないが、事前に組合と協議の上設置すること。
- (7) 自販機の設置にあたっては、地震や台風等災害に備えて転倒防止対策を行うこと。
- (8) 取扱商品は、缶、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳酸菌飲料、栄養ドリンク及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはならない。
- (9) 清涼飲料水の補充、空容器の回収作業は、月～土曜日の午前9時30分～午後5時までの間に行うものとし、作業の際には組合の公務に支障の無いように十分に注意を払うこと。
- (10) 可能な限り消費電力の削減等の技術を導入した省電力機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機を導入するなど、環境対策機能を備えた自販機を設置すること。
- (11) 借受者は、設置する自販機に故障等が発生した場合の緊急連絡先、会社名を明示し、また早急に修繕すること。
- (12) 設置した自販機の機種変更等を行う場合は、組合に申し出た上で、承諾を得ること。
- (13) 自販機の設置、撤去及び原状回復は、借受者の責任で行い、これらに要する工事費等一切の費用は、借受者の負担とする。